

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年9月18日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 池田 翔

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アキ南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

個人版事業承継税制の贈与税の納税猶予制度の概要

日本では高齢化が進み、国は個人事業者の円滑な事業承継は喫緊の課題であり、支援する必要があるとして平成31年1月1日以後の贈与・相続から「個人事業主についての納税猶予制度（事業承継税制）」を創設しました。前々回（No.522）は概要、前回（No.523）は個人版事業承継税制の相続税の納税猶予制度について触れましたが、今回はこの個人版事業承継税制の贈与税の納税猶予制度についてご説明致します。

1. 個人事業の贈与税の納税猶予制度の概要

個人版事業承継税制の相続税の納税猶予制度の概要と第二種贈与を除き同様。

2. 先代経営者の要件

先代経営者の要件は二通りあります。第一種贈与の要件は贈与時に事業廃止届出書を提出又は贈与税の申告期限までに事業廃止届出書を提出する見込みで、その贈与の日の属する年以前3年間の確定申告書を、65万円青色申告特別控除の適用を受けて提出していることです。第二種贈与の要件は上記以外のもので贈与の直前において第一種贈与の要件を満たす者と生計を一にする親族で、個人事業承継税制の適用に係る贈与の時に、その特定事業用資産の贈与をしていることです。

3. 特例事業受贈者

承継計画に記載された次の要件を満たす受贈者が、特例事業受贈者として贈与税の納税猶予制度の適用ができます。

- ①その贈与の日において20歳（令和4年4月1日以降の贈与については18歳）以上であること
- ②中小企業経営承継円滑化法の中小企業であって、特例円滑化法認定を受けていること
- ③贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、その特定事業用資産に係る事業に従事していたこと
- ④贈与の時から贈与税の申告期限まで引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ自己の事業の用に供していること
- ⑤贈与税の申告期限までに、その特定事業用資産に係る事業について開業届を提出し、青色申告の承認を受けていること、又は受ける見込みであること
- ⑥贈与の時に、その特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと
- ⑦中小企業経営承継円滑化法の承継計画の確認を受けていること

なお、店舗等の事業場等が複数あり、それぞれ別の特例事業相続人等が引き継ぐ場合、その人数に制限はありません。

4. 推定相続人・孫以外の第三者が認定受贈者となる相続時精算課税制度の適用

特例事業受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の第三者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税制度の適用を受けることができます。

5. 贈与者の死亡時の取扱い

贈与者が死亡した時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く）を、その贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。さらに相続時に都道府県知事の切替確認を受けた場合には、その相続税の総額のうち、相続税の課税価額の総額に占める特定事業用資産の価額の合計額に対応する金額について、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができます。

6. 都道府県知事認定の申請期限・有効期限

認定の申請期限は、贈与の日の属する年の翌年1月15日となり、認定の有効期限は、認定を受けた日の翌日から2年を経過する日となります。なお、本制度においても相続税の納税猶予制度同様、年次報告の提出を要しません。

『参考』民法特例

遺留分制度による制約を解決するため、先代経営者の推定相続人（相続人のうち兄弟姉妹及びこれらの者の子を除く）及び後継者の全員の書面による合意を前提として、遺留分の制限に関する特例制度が令和1年7月16日に施行されました。この措置は、施行日以前に贈与された事業用資産を、この合意の対象とすることもできます。この制度を活用することにより個人事業の承継の場合には、贈与された事業用資産の全額について「遺留分の算定基礎への算入を制限する」除外合意を行うことができます（固定合意を行うことはできません）。

- ①「除外合意」その価額を遺留分算定基礎財産に算入しないこと
- ②「固定合意」遺留分算定基礎財産に算入すべき価額を予め固定すること

個人版事業承継税制は病院・診察所、旅館・塾・町工場等の個人用事業資産を多額に所有する事業者が適用を受けるメリットが大いにあります。ご活用をお考えの方や提案されたい方、若しくはご不明な点がございましたら池田までご連絡下さいませ。